平成２３年（フ）第３５４号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　住宅公団醍醐石田団地１―217
債務者　上根　務幸
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
京都市上京区笹屋町通浄福寺西入笹屋町２丁目566番地２　ハイツエリート303号
債務者　八髙　依子（債務発生時の姓小林）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５１号
京都市東山区泉涌寺東林町17番地　楓荘204号
債務者　山下　政夫
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８３号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町56番地　エクセレント山科705
債務者　津田　克巳
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０１号
京都府八幡市八幡森垣内29番地　34号
債務者　田村勝一郎
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７２５号
京都市伏見区深草加賀屋敷町11番地　市営住宅２棟905号
債務者　佐々木菊美（旧姓澤井）
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５３号
京都市左京区岩倉三宅町79番地　ハイツコスモス111号
債務者　西野　幹子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５４号
京都府京田辺市三山木西羅15番地　西羅団地101号
債務者　北川　　進
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５８号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地の12
債務者　山口　康栄
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
京都府京丹後市峰山町荒山294番地の２
債務者　吉岡　重俊
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２３号
京都府宮津市字里波見112番地
債務者　品川とみ子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１５０号
兵庫県姫路市西庄甲387番地　セントレージ302号室
債務者　シンキ工業こと　中村　雅己
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２５８号
兵庫県赤穂市松原町９番地の７
債務者　山本　美鈴
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９９号
島根県雲南市掛合町松笠1333番地
債務者　石橋　孝司
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０９号
松江市栄町802番地
債務者　田和正和こと　田和　正夫
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７号
福岡県京都郡苅田町新津３丁目２番地７　第３三共ビル壱番館704
債務者　比嘉ひとみ
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
千葉県松戸市新松戸北１丁目２番地の１　新松戸コーポＡ―815
債務者　伊藤　榮子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部